

第一次松方内閣の崩壊（その4）

佐々木

隆

A Study on the Collapse of the First Matsukata Cabinet (Part 4)-----

The *Genros* demanded Kaoru Inoue to return to Tokyo and to hold a meeting with them to talk about the post-Matsukata Cabinet. Inoue finally consented to their proposal and returned to Tokyo on July 9th. The next day the *genros* held a meeting and talked about who should be the Prime Minister and how they should cope with this difficult situation. At this meeting Inoue introduced fifteen demands, that urged them to dismiss governors who had participated in the elective interference and the Cabinet to maintain neutrality with any party. But this meeting was called off, and Ito and Inoue withdrew their support in favor of Matsukata.

Matsukata consulted with Count Kiyotaka Kuroda about what to do from then on, and Kuroda advised him to appoint Togama Kohno to be the Ministry of Home Affairs. Kohno presented three requirements as terms of entering the Cabinet. He demanded Matsukata to relieve Sen-ichi Shirane from the post of Vice-Minister of Home Affairs and to make a public denial of the Kokumin Kyokai as a pro-goverment party. Matsukata agreed, and dismissed Shirane on July 16th. But it brought unexpected shocks to the political world (to be continued).

五 井上帰京問題から白根罷免へ

1

山県が期限つきながらも伊藤内閣への入閣を約束したので、政局の焦点は井上馨の帰京と入閣に移った。「その1」に述べたように、井上は五月初め、病氣静養を口実に二ヶ月間の暇を得、故郷山口県に退去して松方政権に対する非協力姿勢を露わにしていた。井上はこの間、波瀬の第三議会を傍観しつつ山口、三田尻、下関などに閑日月を送る一方、幕僚の日下義雄（会津）・古沢滋（土佐）・藤田四郎（鳥羽）や伊藤の幕僚の伊東巳代治からの書翰によつて東京の情勢を諒知していた。⁽¹⁾ 井上の胸裡には松方以後の政権構想が徐々に描像されつつあり、井上はその一端を六月十三日付伊藤宛書翰の中で次のように漏している。

追追議会井内閣之情況も已代治其他藤田、古沢等より詳細報道候而子細に承り居申候。内閣員之克己能く恥辱を忍ふと國権党等に左右被致候には驚愕之外無之、兼て御互杞憂に不堪方針行政日々乱雜に帰し、二十有余年之経画も殆跡を絶つ之氣色に至りたるは如何にも先輩者え対し面目を失し其罪も可遁様も無之、乍去誰人之罪に候哉、主宰者忍ふ之度を失し候に起因致したる義に可有之候。

井上はまず右の如く松方政権の議会に対する過度の軟弱姿勢を痛撃し、國権党グループへの傾斜を非難している。後

者は恐らく副島内相進退問題での中央交渉会、とりわけ熊本国権党系議員の動きを指すものであろう。「その2」参考照)。井上は統いて松方政権そのものへの不信感を次のように述べている。改めて井上と松方の間の溝渠の深さを確かめることが出来よう。

実に開議前内閣混雜之節も一身相応に微力を尽し候得共、其結果に至りては功は己に帰し罪は人に譲る如き有様には只々淺季之人情如斯迄に至り候かと心中歎息罷在候。〔略〕閉会後之策付而も勝之助え御伝言は拝承仕候得共、老台より先する時は必、又手を出したり、取りて可代之策にして野心を生じたるなりと申出すに至り可申懸鏡如見に有之候。國家を重んずるネセステー杯は夢に推知する事不能連中と奉存候。彼等は己れの心を以人を推量する故則云ん、去て政党組織し権力を奪ふと企望し失敗し終に正面に押強手段に出で欲取之と。且国権党杯に百事相談候而民党えは金と酒肴を以釣合之策之外無之候間、兎角老台之先登者となりて口を開くは余程時機を待て不如と愚考罷在候。

伊藤は議会閉会後の策について井上の養嗣子勝之助を介して井上に打診したが、井上は依然として戦略守勢の立場を堅持していたことが判る。井上は当面執るべき方針として、伊藤・井上・山県の長州閥三指導者(いわゆる「長州三尊」)が協調して好機を待つべきことを論じ、伊藤に山県との関係改善を求めている。曰く、

彼等低頭求救力、世上余程不可免事体を生し候故、谷之如き又鳥尾杯も三尊同体論を出したると認められ申候。世人も松方には余程厭心を生したる事故、時機今少しく御見合被成候而只滄浪閣に御閑居の方と奉存候。夫に付而は兼々陳情致置候様山県と之間は取分御注意被下度候。於面前之御議論は左迄悪感を不生候得共、子分又は他人に向ひ無心談笑之内に其短所を咄出する事御互之僻有之候間、是より種々之変化を起し迂回して其耳に入るに至り候間、此辺は些細之事と御互は相応之量を持ち候得は之を忘却し得るも、人は其性を異に致し候故御互之如くには無

之候。愚痴に似たる廣説と無御効屹度御戒慎被下度、万事山県え密着之御手段專一に奉存候。

谷千城（土佐）や長州閥反主流派の鳥尾小弥太は伊藤らに批判的なことで知られる人物だが、井上は彼らの間にさえ「三尊待望論」が起つてゐるとしている。井上は事細かに山県との関係改善方について伊藤に忠告しているが、それは井上が如何に三者協調の必要性を重視していたかを示すものに他ならない。

井上はこの書翰の後段で爾後の政略について左の如く総括している。井上が将来の強力政権樹立による懸案解決に強い意欲を持つ一方、当面の伊藤の政権担当を不得策としていたことが判る。曰く、

既往を回顧すれば三十年来事業も未だ紙上に并列したのみ〔略〕若し再び立内閣執政之日は終身不退之決策を以協力同心に無之而是一時之弊害を除去する位之事なれば、寧終身傍観の方却て為邦家かと奉存候。定て閉会に至り候はゝ甘く議会を終りたりと満心を生し、する／＼十一月迄は時日を過すは必然と奉存候。何分にも内閣何之相談御受被成候とも耳目を閉、口を不開事必要かと當時之觀察に有之候。

井上は、今伊藤政権を樹立しても藩閥全体の協力が得られるか否か疑問視していたこと、松方に政権維持の底意があることを警戒していたことが看取できる。「その3」にも述べたように、この直後の六月十六日に松方首相が辞意を表明し、政局の動搖が新段階を迎えたわけである。

こうして、井上が傍観を続ける中、長州閥関係者から井上に対し、井上の奮起或は政局の転換即ち伊藤政権樹立を訴える働きかけが活潑化していた。まず、山県は六月十三日、松方政権の現状を論難する書翰(3)を寄せ、政局転換の必要を強調した。

目下國家之綱紀は日に墮穢し秩序は日に紊乱し精神は日に腐敗し将来如何と憂慮不啻候。今日之國勢を挽回せんとするは非常之大決断無之而は到底式十余年来抱持する政府之目的を遂る能はざるは智者を不俟して可知也。斯る大

勢をも顧慮せず目前之利害を抑揚し小康之政策を施行するに到るは明治政府は自殺自滅之道に陥落するより他道無之と浩歎痛哭之外無之候。嗚呼深慮細思所祈候。

山県は、松方政権がこのまま継続すれば藩閥は民党との対決で敗亡の道を辿ると判断していたことが判る。山県は次期政権について明言していないが、伊藤を念頭に置いているであらうこととは想像に難くない。

一方、井上の幕僚日下義雄は六月十日、議会の模様を報告した手紙の末段で次のように述べている。⁽⁴⁾

是等は内閣之諸老及び曾而内閣に在りし諸元老は充分之協議を尽し一國之安寧に充分力を尽され度事と奉存候。猶更に冀望仕候は正直に申さば此の議会相終り候はゝ次の議会迄に内閣之変動は不免事と奉存候。其際は余り御傍看而已に無之、為邦家何卒御尽力被成下候様奉願候。

また、伊東は六月十九日「是まで伊藤伯が内閣に対する所置に付、松方伯等は衷心喜ばざる事多し」とした上で、故に今後伊藤伯の世界と相成候はゝ随分思はざる所に敵も姑も出来候事と存候。伊藤伯に於ては此辺の御賢慮最も必要と存候に付、御如才も有之間敷なれとも、昨夜呉々も御含までに鄙意申上置候儀に御座候。今後の模様は電報を以て時々可申上候間、國家前途之為め尚ほ予て充分の御考慮被遊度候。

と、伊藤政権の登場は確実との見通しの下に井上の協力を求めて、⁽⁵⁾いる。

続いて伊東は、松方後継問題が本格化しつつあった二十五日に再び井上に長文の書翰を寄せ、その中で左のように論じて、⁽⁶⁾いる。

併し已に一たひ右様の内議も有之候上は伊藤伯は是非とも此度は進退を明に決せざるへからず。

籌謀既に熟して引受られ候はゝ格別、若し固辞せられ候以上は断然関係を政府と絶ち、徐ろに時の到るを待ち、閣下と手を引き袖を聯ねて一堂に立つ機の成熟するまでは第二内閣若くは閣後内閣の称ある枢密院に宙ぶらりに被止

候事は、功あれば他人の手裏に帰し禍あれば責を分たざるへからざる如き不利益あるに由り、更に天罰に伏して骸骨を乞はれ候事伯の将来の為なるへしと被存候。「略」小生の愚考にては逆も伊藤伯の要求は満足に容れられるべきを以て、寧ろ現大臣に自惚心のある間は煎し詰めるまで思ひのまゝに遭られ候方妙なるへしと存候。

伊東は松方らの協力が期待出来ない以上、彼らと完全に絶縁してその自滅を待つ方が得策としている。この考えは究極的には井上の本音の部分と共通する点が多いように思われる。山口の井上に系統的かつ大量に情報を提供していたのは伊東であり、その情報提供と意見具申は井上の意思決定に相当の影響を与えたものと考えられる。伊東の主人伊藤博文が井上の盟友であることは改めて繰返すまでもあるまい。詳しく述べるが、伊東は七月十日の元老会議で井上が提示した十五ヶ条の意見書を井上に代って起案しており、井上の伊東への信頼の深さが窺われる。

なお、西郷・品川らの国民協会結成への動きに以前から批判的だった伊東は、この書翰の後段で左の如く述べている。

二氏は未だ辞表御聴許もなきに、昨日芝公園の同協会懇親会に臨み単純なる演説致候。協会か他日の政党なる事自他の識認致候処なれば二氏の举动は随分不遠慮の至りと存候に付、本日発児の日々新聞紙上に概略法律上の疑問を挙げて論難仕置候事に御坐候。此協会の事に付ても伊藤伯は勿論、閣下までも世上より冤罪を蒙り事実の總理とまで言ひ断され居り候故、今日に於て政府との因縁を断ち自家の地位を明かにせされは協会の一成一敗は直ちに延て兩伯の毀誉を來し候事に御坐候。若し又内閣を引受けられ候事に相成候得は此等の操縦等に付き幾多の条件を生ずへくして事中々面倒に至るへし。

伊藤・井上・伊東らの陣営では依然、超然主義を堅持する方針を懷いており、超然主義崩壊の論理的突破口となりかない政府の出現、或いはそれへの関与に極めて否定的だったことが判る。この主張もまた、十五ヶ条の意見書に

盛り込まれており、さらには白根次官解任問題にも影響を及ぼしているとみられる（後述）。

2

六月三十日、在京の元勲級指導者の意思調整が一先ず終了したため（「その3」参照）、同日山口の井上に向けて伊藤の名を以て事情を略述し入閣を求める電報が発信された。⁽⁷⁾ 井上からの返電は翌七月一日に東京に到来した。即ち曰く、

左の返報を伊藤伯へ出し返事直に願ふ」一条件を欠くも拒絶せん「なんなれ」べし。内務は受け難し。全体自分は外に在りて調和を計る最も必要能々味ふべし。又海陸は如何する乎。願くは山県陸軍又は内務必定ならん。野村公使を喚ひ返すべし。西郷、品川の國権党は難物ならん。之れへ対しての条件も必要なり。其れに付ても山県内務を引受くる方都合宜し。馨「だれひ」を一条件の内へ加へるは余り酷ひ。⁽⁸⁾

暗号処理に誤りがあったと見え、一部細意が捉え難いが、井上は消極的ながらも伊藤政権の登場を支持すること、しかし自身は入閣しないこと、伊藤政権成立後の国民協会の動きを警戒すべきこと、そのためにも同会を制縛し得る山県内相を実現すべしなどとしていることが看取出来よう。因みに野村公使とは長州閥の子爵級実力者の一人、野村靖駐仏公使のことである。

伊藤の電報の文面がやや刺戟的だったため、返電もやや感情的になつてゐるが、同日午後には「口氣も余程軟らぎ」第一⁽⁹⁾信が到来した。曰く、

今朝返報を能く読みあらんことを願ふ。文部大木は止る乎、序てに掃除をせねば後の維持に難渋す。又着手の条件

に付て条件あらんことを願ふ。何分馨帰京の上に非されは諾否答へ兼る。御決議は馨の諾否に拘らず上奏ありたし。

右の段伊藤へ通知頼む。

井上が、当時閣内の多数を占めていた非薩長実力者の一掃を考えていたらしいこと、入閣を峻拒はせぬものの依然諾否は明言せず、帰京についても確約しなかつたことが判る。

その後、井上の許には内務省・国民協会方面の不審な動きについての情報が入り、翌三日未明、井上から左の如き第三信⁽¹⁰⁾が伊東に届いている。

白根より原へ電信ありたり。井上きとうきまり（毅と御極り？）次第直に電報すへしと。如何にも不審せり。内務を引受たるは国民党の御氣に入らぬは必定。夫れとも品川、西郷も是非と謂ふ事なれば止むを得ず諾すへし。併かし十二三日ならでは出立六かしい。又野村は是非呼還しを願ふ。急の間に合すとも一省をヲタカ兼勤して帰り次第渡しても然るへし（伊藤伯へ）。

原は原保太郎山口県知事（水戸＝旧岩倉派）のことである。「井上きとうきまり次第」を「井上毅と御決り次第」かとしたのは伊東の暗号処理の誤りで「井上帰東御決り次第」が正し⁽¹¹⁾。松方が井上毅に法相就任を求めていいるという情報があつたのと、井上毅をライバル視し、しばしば毅の伊藤への忠誠心に疑いをはさんでいた伊東の深層心理の為せる業であろうか。それはともかく、井上馨は白根から県庁に到来した井上の動静を問合せる電報に、内務省・国民協会の井上入閣への反発を読み取り、入閣に消極的な姿勢を見せたのである。超然主義の堅持を重視する井上が政府と国民協会の今後の関係を危惧し、西郷・品川の出方を極度に警戒していたことが注目される。また、井上は野村入閣に意欲を示しているが、長州閥では元勲級指導者を補完すべき子爵級実力者のうち齊木が落伍し品川が蕃閥本流から

離脱しつつある今、野村に期待が移り始めていたことが読み取れる。結局は元勲級指導者への昇華に失敗するのだが、明治二十年代後半の長州閥の子爵級実力者で最も活潑に動いたのは野村であった。なお、末尾に「伊藤伯へ」とあるのは閣僚ボストの件ではなく、第一信・第二信同様に伊藤に伝えよとの謂であるう。

井上が早期帰京に消極的だったのに對し、伊藤はこれを促す構えをとった。すでに松方は七月一日、伊藤に書翰(12)を送り「何卒半日なりと速に帰京相成候様御頼こし被下候様與々御依頼申上候。」〔略〕高島より別紙之如き模様も有之、且昨日は後藤伯え催促しに被参返答にくるしみ罷在候仕合故、御察可被下候儀。小生は最初より丸るく願通に而脱闇被仰付事に御決着被下候得は少々之日数は忍ひ可申候得共、依然一事務引受内閣罷在候事に至り候而は此際之都合も計ひ置不申候而は逆も難立候儀は御深察可被下候(13)と伊藤の努力を慫懃していたが、伊藤はこれに応えて動いている。七月三日付松方宛伊藤書翰には「昨日拂顔後今朝接一報候處、來十一日迄は郵船無之に付、同日馬闖通航之船便に而帰京之趣申来候に付、尚又唯今發再電、十一日迄延引は難出来段申遣置候。」〔略〕多少離間手段も被行候事と察候故、一刀兩斷之決意を示し電報仕置候(14)と見える。この電報は七月二日付伊藤宛伊東書翰の別紙として『伊藤博文関係文書二』一二二四頁に收められている電報写かと推量されるが、それは「五人の外に話せば漏洩を免かれず。西郷・品川不同意の謂れなし。御承諾なれば即日出発帰京なかるへからず。其他は面談するの外なし。山口の用事は再遊に譲られたし。此儘十二三日迄遷延すること能はず。直く帰京あるや否御決答を待つ」というものであつた。

伊藤の度々の催促に井上も折れ、八日に帰京することを約束した。七日には井上から伊東を経て「明日(即本日)十時出帆西京丸にて帰る。八日午後四時横浜へ着、直く伊皿子〔伊藤邸の所在地〕へ行く」と伊藤に電報が届き、井上の最終的なスケジュールが判明した。(15)

井上の帰京が確定したので政府とその周辺では来るべき元勲級指導者の会合（元勲会議、黒幕会議）についての動きが活潑化し始めた。

先ず伊藤は七月七日、松方に書状を寄せ次の様に論じてゐる。⁽¹⁶⁾

井上は明日午後帰京之筈に而、帰途拙宅へ立寄候趣に付、事情詳悉仕度と奉存候。中々容易には承知仕間布と奉存候。最初より如申上置候、到底不相纏時は押切るの外無之候へ共、成丈け尽力仕度と奉存候。いつれにしても後患を絶却仕候事必要と奉存候。明朝御都合次第得拝顔置候得は井上へ面会之為大に仕合可申、若し三田に御在宅なれば參上可仕候間、明朝一寸為御知奉願候。裏通り參上可仕候。

伊藤が松方に對し、少なくとも表向きは正面強行突破による收拾策を提示していたことが判る。

八日朝の伊藤との会談が設定されたことについて松方から報告を受け助言を求められた黒田は八日前七時、次の一様な長文の書翰を松方に送つて激励した。⁽¹⁷⁾ 黒田はこの日、實に四通の書翰を松方に送つており、事態が重大な局面にさしかかっていると受け止めていたことが窺われる。詳しく述べると、黒田は処理次第では松方政権維持が可能であると踏んでいたふしがある。

申上迄も万々無御座候へ共、井伯御帰京取も直されす首相閣下には御赤心之最大事件、上は奉対至尊下万民之為め既に今日に至り全く同伯之諾否之二点に止れり。伊藤伯には始終從来公私共御互に目撃する処有之、是非必ず伊伯より否やおふなき様實に邦家之為め御相談完了する事希望罷在、山県伯も併て必至度^{アマ}と御尽力之程奉謹候。過日

尊宅に於ても伊伯云々生で五分、井伯を以て必ず成就するとの事、山県伯には其適度の限りあり、井伯不被居ば不相済と遂に數度之会合も、首相官舎に伊伯・山伯と最期之御議決有之、延いて昨今其完全なるの時機に迫りし、返す／＼恐縮之至に御座候得共、不可引戻之最大局に付、伊・山両伯に必至度御尽力取別け偏に／＼御依頼込み被成下度儀奉伏冀候。

例により黒田特有の韜晦と文脈の乱れがあるが、黒田が伊藤入閣を事態乘切りの必須条件と見ており、伊藤説得には井上が最適役と考えていたことが判る。黒田は自分が伊藤説得に当るならば成算は五分五分、山県でも限界があるとしている。ただし、この文面だけでは、黒田の打開策は伊藤への政権譲渡なのか松方政権への伊藤の単なる入閣のか必ずしも判然としない。

黒田はさらに、井上帰京後の政局の一大焦点となるのは内務大臣の人選であろうとして、左の如く論じている。
内実は井伯之御帰京待請け非常之企図あるやの風聞有之、矢張内務部内之事に全く止まり、極々内密に探知する、是非山県伯、若哉いけねば山田伯、又いけずば白根次官押すとの事類りに奔走すると事実等敷臆察罷在申候。万々一今回之大企図不被行候ては真に誠に不可救済之至難之大局に陥落し、實に不^レ被容易事甚た杞憂之至に不堪、必ず御賢慮之あるあり只難默止前件申上、生か心事御憐察可被下候。

黒田は此次の内閣の変動は必然的に内相人事をもたらし、それは場合によつては破局を誘発しかねないと推測していきことが窺われる。黒田はかねてから選挙干渉責任問題の処理と関連する内務人事は、政権瓦解の発火点となり得ることを警告していた(「その1」参照)。

黒田はこの後、松方に再び書翰を送り、「伊老伯ならては万々難出来とくれぐれも確信罷在、御面会之折其御都合之場合に生も斯く迄杞憂罷在旨御通知被下度儀奉惣禱候。又山県伯へは必ず猶又此之時機御協議至急被為在方尤も必要

と存候」と、重ねて伊藤・山県、とりわけ伊藤の協力が不可欠なことを訴えて松方を激励した。⁽¹⁸⁾

伊藤は八日朝、約束通り裏通りから秘かに松方を訪問した。二人の会談内容は判然としないが、早期決着の段取りについて話しがあつたらしい。同日付伊藤宛松方書翰第二信に曰く、

陳又御帰り後篤と勘考仕候処、今日午後井伯御談話之上は可成今夜中に結局相成候様御談被下候様奉願上候。無左候而は種々之風説等之為井伯も必疑惑相生し可申哉も難量候間、何卒其節は御賢慮を以宜奉願候。若や小生も今夜不罷出候而は相纏り兼候行掛も相起り候は、何時なりと奔走參上可仕候。尤黒田伯、山県伯も御同席無之候而は不相済事に候は、今夜中に皆々御来会相成候而は如何に御座候や。実に時機切迫之事は御察之通、其上延引相成候而は各種之浮説甚懸念に不堪候段は御洞察可被下候。

松方が井上に対し「風説」「浮説」が入らぬうちに決着をつけることを願っていたことが判る。後述のように国民協会、薩摩出身閥僚、松方直系勢力などは井上や伊藤の入閣で松方政権下の「力の真空」が充填され、自らの活動の場が狭まるなどを嫌っていたのである（なお、「その3」をも参照）。黒田は五日、すでに松方に対し「井伯には他より種々々之説入る事牧拳に違あらずと邪推罷在候」と注意を喚起していた。黒田内閣末期、条約改正問題が紛糾する中、帰朝した山県内相が反対派に取り込まれ劣勢に陥った苦い経験を踏えてのことであろうか。

4

井上は八日午後四時船で横浜に着き、五時半には帰京した（『國會』七月十二日号）。直ちに伊藤を訪ねたが、史料を欠き会談の内容の詳細は判らない。黒田は翌九日午前七時、松方に書状を寄せ「昨夜尊書拜見。伊・井両老伯御会合

之始末先づ好き都合とは予期候得共、實に々今日大事なる場合申上迄万々無御座ながら必ず／＼御油断不被為在、井老伯へは大至急御直談、赤心以て否おふのなき聴りと國家之為め御極論御尽力被成下度ぎ偏に希望罷在候」と述べる。情況に根本的な變化は無く樂觀は禁物と考えていたのであらう。⁽²¹⁾ 因みに黒田は八日午後、伊藤を訪ねて井上説得を懇懃し、伊藤も原則的に協力する意向を示している。⁽²²⁾

一方、井上の帰京直後、品川は井上を往訪して入閣の不可を説いた。松方らが恐れていた「風説」「浮説」に当る行為であろう。この書翰は伊藤文書中に残つており伊藤の目にも触れている。同日付井上宛品川書翰に曰く、
 三尊入仏はよい事なれども今日の処少しも效能なしと考ふ。なぜなれば首相は真に譲る氣なし。高・樺の両氏もどこまでも松方を押し立て行ける迄行く覺悟なり。西郷も大山も黒田も其方向なり。この中へ御入仏式を擧げても衆生濟渡は出来ぬとやし等の小僧は確信仕候。三尊の眼より見れば大丈夫衆生濟渡の出来る御積りなるが甚だ掛念仕候。彼岸に達せぬ中に船中の紛擾思ひ遣られ申候。うつかりと御返答なき事を國家前途の為めに祈るなり。

「三尊」とは長州閥の三人の指導者、即ち伊藤・井上・山縣を指す。品川独特の修辞を交えつつ長州閥の立場から井上入閣不可論が述べられているが、それは同時に国民協会系議員の利害をも反映していると見て間違いあるまい。品川は長州閥の一員を標榜しつつ、国民協会の指導者としても行動しているのである。それは元勲會議決裂直後、品川が佐々に「兼て御配意之黒幕會議一件電光〔井上〕」の帰京丈けありて昨夕滄浪提出接は廢接と相成申候。付ては一三の新株人閣の事無疎尽力可仕候得ども」云々と書いていることからも窺われよう。⁽²³⁾

一方、薩摩出身閑僚の雄・高島陸相は會議前日の九日、松方に次の様に進言している。⁽²⁴⁾

過刻鳥渡御辱承候一件に付千思万考するも唯々其奇性なるに驚之外無之候。畢竟天狗揃に而目下之形勢に迄至候而は国手も他に攘方無之義と弦決心仕候。付ては仰希は閣下之処も何等之事情有之候ても断然此際は閑地に御退出相

成度、實に邦家の為又は閣下の為切望之至奉存候。〔略〕形行は一寸西郷老兄迄には申談置候。

高島は長州三元勲の入閣により松方の主体性が失われるくらいならば寧ろ退陣の途を選ぶべきだと考えていたことが判る。品川が指摘しているように、高島は出来れば松方政権を存続させる積りでいたのであり、伊藤への禅讓は勿論、長州三指導者の入閣も決して歓迎してはいなかつたのである。また、高島が西郷と連絡をとつていたことが注目される。

さらにもこの日、松方の直系幕僚九鬼隆一（綱部）は松方に次の様に書き送つてゐる。⁽²⁶⁾

小生は何分此機会實に残念、臍を噛むの悔と存込居候より、極密一両二日前より高島子と謀り居り、河野氏とも謀り又樺山子にも多分今明日中帰京の約束を仕候。右三氏は全く小生と同心一致に御坐候。

九鬼が薩摩出身閥僚の他、非薩長閥僚の雄・河野敏鎌とも連絡をとりあって松方政権維持のために動いていたことが判る。彼らは恐らく長州三指導者の入閣そのものの実現を望んでいなかつたのである。これに対し、松方・黒田は長州三指導者を入閣させて政権を安定させ、出来ればそのまま松方が政権に居ることを考えていたものと思量される。

5

七月十日、松方邸において元勲級指導者の会合が開かれた。出席者は松方の他、伊藤・井上・山県・大山・黒田であつた。議題は勿論、長州三指導者の入閣問題と松方政権の今後であったが、とりわけ焦点となつたのが井上の入閣問題であつた。

その井上は席上、入閣の条件として十五項目から成る政策大綱を提示した。この政策大綱は今その原案と思われるものが「伊東巳代治閣係文書」に残つており、その全貌を知ることが出来る。⁽²²⁾ 井上は先ずその前文で「諸公は馨に諭すに一省を擔承すべきことを以てせられたり。然れども諸公の見亦馨の思ふ所と合一するにあらされは到底相提携して今後の政界に馳騁する能はざるなり」と政策上の一致を入閣の条件に挙げている。その主なものを左に列挙すれば、

一、内閣の一一致をして常に堅固ならしむる事。

言ふは易くして行ふは難し。内閣一致のことの如き殊に然りとす。馨は遠く往年に例を求める、近く前年の政務部に徵して之を鑑む。而して今後の行政難に処するには先づ堅確なる一致を措て他に拠るべきものなし。

二、内閣の方針は愈々大中至正を取り何れの党派にも偏倚せざる事。

〔略〕今倘し主義の如何を問はず援を党派に借らん乎、内閣は自ら足を政党の紛争場裏に投するものなり。而して政党内閣の端を啓かさらんと欲するも豈に得へけんや。況んや今日の勢に於て何の党派に信頼するも議院内に於て多数を占むること能はざるに於てをや。寧ろ党派場外に嶄然たるの擾れるに若かざるなり。

三、新議院政策は殊に画一を期する事。

閣臣若し一致を欠くときは其意見の議員に由りて発表せらるゝに当りては勢ひ個々分立せざるを得ず。而して其流弊の及ぶ所は行政百司相互の猜疑となり怠慢となり、綜錯紛乱紀綱肅然たるものなきに至る。若し此の如くなるとときは徒に政府の弱点を示すに止まらずして議会に対する擒縦の術は半途にして沮喪せん。馨は内閣臣の一致を堅確にし外議会に対し手足の主脳の命令に従ふか如くならしめんことを望む。

四、一定の決心は容易に移すへからざる事。

若し風を望て驟かに舟を繋するの例に倣ふときは又倉皇として舵を絶ち帆を收むるの愚を避くへからず。或は道

般の小策を以て智と為すものなきにあらずと雖も、鑒の見る所は之に異なり、既に一たひ意を決したる以上は飽まで貫徹せんことを欲す。之か為に再三解散の不幸を見るに至るも、是れ安心立命の地に始終するに於て止むを得ざるものとす。

五、行政官の規律を嚴肅にする事。

近來行政官にして窃に党派の歎心を迎ふるものあり。蓋し政海の波瀾に胚胎する所と雖も、苟も國家治務の要機として偏聴偏視事を所する如きあらは竟に政熱の為に国政を攪乱するの不幸に至るなきを保し難し。殊に人民と直接の関係ある地方官にして往々大政に容喙し閣臣の進退に奔走し却て牧民の本務を後にするものなきにあらず。此等は事既往に属するも、官民の関係を円熟ならしむる為、且必其職掌を明かにする為深く将来を察し今日に於て断然処分する所ながらざるへからず。

六、自治制度と官治事務は併行して相悖らざる事。

〔略〕

七、条約改正の事。

〔略〕

八、法典修正の事。

〔略〕

九、地租輕減、地価修正、監獄費國庫支弁の事。

此三件は自ら相聯貫して論せざるを得ずと雖も、別て之を云へは地租輕減のことたる、他に之を償ふの財源なく、且進歩的国家に在らは到底今日に於て輕減を口にすべからざるは少しく國勢を進するものゝ共に識認する所

なりと雖も、轟を以て國を成し隨て選挙権多くは農民の手に存するの法律なるより推られて代議士と為れるものは成功の如何を論するに暇なく、先づ地租輕減を一約束とすること定例なり。又地価修正のことは常に修正を希望する地方人民の歎心を買ふには惟一の利器なり。然れども廣く目を全國に注ぎ利害を永遠に考ふるときは到底多分の不平均は免れずして遂に其勞と費とは賠ふに途なし。今國帑窮乏の時に於て此の如き迂策を施すへからざるは論を待たざる所とす。監獄費國庫支弁のこと地方の負担を軽くするに於て素より止むへきにあらずと雖も、以上の三者は畢竟政略に屬し、利害上の觀察よりして絶対的に論断するを得ざるの事情あるを以て将来の勢を察し廟算一定其宜を制せざるへからず。

十、登記法改正の件。

〔略〕

十一、三条例は変更すへからざる事。

人動もすれば三条例の改正より急なるはなしと論するも、是れ皆為にする所あるの論説にして以て國家の治務を考察するときは實に三条例の変更すへからざるを知る。唯た集会及以社法に至らは少しく修補を加へ更に寛大ならしむべきの点ありと雖も、新聞紙条例に至ては寸分も寛假すへからず。若し言論自由の美名に醉ふて一朝緩慢の弊に陥るときは治安を維持するの政綱は竟に失墜に帰し復た如何ともする能はざる場合に遭遇すべきなり。

十二、保安条例の事。

其法律の實際に必要あるを忘れ漫然廢するを以て美事とするものあるも、轟は全然反対を表せざるを得ず。但し保安条例は其誕生憲法施行以前に在るを以て誤て退去人中に算入せられたる者の為に別に補伸解免の道を与ふべきなり。轟腹案あり。追て諸公の高覽に供して教を請はんとす。

十三、製鋼所の事。

解散問題となりたるものなるも馨の聞く所に依れば製鋼の業たる、唯た一片の理論のみに依頼して効果を得へきにあらず。即ち一種の秘伝業なるを以て仮令原料具備するも技師其人を得されは完全なる鋼を製し得す。仍て尚ほ充分の考究を累ねざるへからず。仍て馨は異日見込の確定するにあらされは次の議会には提出させるべきことを主張す。

十四、海防の事。

〔略〕

十五、北海道の事。

〔略〕

となつてゐる。井上はこの政策要求を展開した後、「以上の十五点は直ちに諸公の高判を仰かんとする所にして若しあ幸に諸公の贊同を得は馨必ずしも諸公の好意に負かさらんとす」と結んでゐる。

6

井上の要求は総論的な第一項～第四項をはじめとして全体に松方政権の政局運営に対する批判が色濃く顯われている。第五項、第六項では地方官の政治的自己主張を戒めつつ選挙干渉における地方官の責任を追及しているし、第十項についても、第三議会中の松方政権の動き⁽²⁸⁾を考えると松方政権批判とも受け取れる。第十三項は松方内閣の主要政策の否認であるし、第十五項は薩摩閥の中核黒田派の牙城の解体を要求するものである。この政策大綱は十日の元

元会議で議題としてとりあげられた。

しかし、七月十日の元会議は結局「竟に妥協に不到、黒幕諸公入閣之一条も全く破談と相成候由」⁽²⁹⁾との結果に終つた。松方は白根次官罷免、後任内相決定後の七月十五日、井上に書翰を寄せて次の様に述べている。

陳は拝借仕置候一冊は封込、御賢息〔井上勝之助＝井上の養嗣子・井上の幕僚〕え御渡申上候間、正に御落手可被下候。二ヶ条、五ヶ条は内閣に而随分議論面倒に涉り候得共、終に結果を得幸ひに御座候。

十日の元会議で争点となつたのは井上の政策大綱の第二項目即ち超然主義堅持—国民協会との絶縁—の問題と、第五項目即ち地方官の大政容喙と選挙干渉の問題そして当該知事の更迭の問題であったこと、そしてこの問題は結局十日には決着がつかず、その後も閣議で検討が続けられていたことが判る。前引の七月十一日付佐々宛品川書翰には「兼て御配意之黒幕会議一件電光の帰京丈けありて昨夕滄浪提臣按は廃接と相成申候」とあり、井上の政策大綱提示が伊藤の策していた長州三指導者入閣による收拾を破綻させたことを確認出来る。

七月十日の会議終了直後、黒田は松方に対し左の如き書状を発している。⁽³⁰⁾

今朝より参上、日外之御高配成るに垂んとして遂に如斯之始末誠に々千歳之遺憾啻々悲嘆之至に候。乍然此れ限りに而事止むと申事万々有御座間敷、猶又伊・井両老伯え将来之処充分御協議御結約尤も必要と愚考希望罷在、併て山県老伯へも御同然に存上候。甚た殘念之次第如何にも断念難相成、實に女々等數候へ共、從来首相賢台下御宿志只恨らくは纔か之云々徒勞水泡となり全く簡中^{〔書付〕}之如し。嘸々至尊に於ても大御意外之御事正に恐入何にとも申上様無御坐、御互に杞憂之至に不堪、心事紙上に難尽、血涙に咽ぶ計に候。

あとわざかの處で失敗したとあるのは、井上の政策大綱の第二項、第五項について合意が得られず、長州三指導者の入閣が成らなかつたことを指すものであろう。しかし、黒田は引き続き三人への働きかけを続行し、何らかの合意が得

られれば松方政権の建て直しが可能だと考えていたらしい。黒田は恐らく、長州三指導者の入閣により事態が落ち着けば、伊藤に政権を禅譲せずに松方政権を継続し得ると考えており、松方も内心は黒田に近い考えをとっていたようと思われる。三実力者の入閣は破れたものの、協議の続行によつて政策合意が成立し、三人の協力を取りつけられれば実質的に目的を達し得ると黒田は読んだらしい。この後、黒田は松方に事態收拾のため様々な助言や支援活動を行なうのである。

さて、十日の会議で井上の第二項、第五項を容認しなかつたのは誰なのだろうか。右に引いた黒田の手紙には伊藤・井上・山県への協議を続行すべしとあるが、黒田の筆致や從来の経緯から推して伊藤や山県が反対した可能性は小さい。残るは松方・黒田・大山だが、先に掲げた七月十五日付井上宛松方書翰には「二ヶ条、五ヶ条は内閣に而随分議論面倒に涉り候得共」云々と見え、閣議で異論が続出したことが判る。とすれば、松方が閣僚の全面支持を得にくいことを理由に難色を示したか確約を避け、黒田がこれに同調した公算が大きい。實際、超然主義の徹底による国民協会切捨てや大政容喙・選挙干渉に係る地方官处分は松方政権の基盤に關わる重大問題で、しかも松方政権の基盤の他の部分とも複雑微妙な提携・対抗關係を持っていた。松方としても即座に容認することは難しかつたと思われる。

伊藤周辺では伊藤の收拾策が成就しなかつたことを遺憾とする一方、松方との関係を最終的に断絶させ、伊藤にフリーハンドをもたらす点で却つて好結果であると受け止める向きがあつた。七月十日付伊藤宛伊東書翰⁽³³⁾に曰く、

實以概略之外無之候へとも、此機會に乘し現内閣との關係を絶ち、閣下井世外伯と当局者との間に存する世上之疑惑を氷解せしめられ候はゝ、今度之破談は却而國家之為に前途之障礙を排除し意外之機会歟と存候。

そして、伊藤自身がすでに松方との接触を断絶する意向を固めていた。七月十二日朝、伊藤は小田原に退去したが、

その際松方に発した書状中の「小生今朝小田原へ帰候故、此度は最早不得拝光、為國家精々御尽力を祈候外無之候」⁽³³⁾

という冷やかな一節は、實際上伊藤の絶縁宣言ともいえるものであった。

一方、国民協会周辺では元勲入閣が潰れたことから、欠員の三閣僚ボスト（大藏、内務、司法）に協会と由縁の深い藩閥第二世代の政府委員級官僚を送り込み、政局の主導権を握ろうと大いに意氣揚がっていた。例えば、七月十二日佐々友房は前日の品川からの来信に応えて次の様に述べている。⁽³⁴⁾

御書信に拵り候へは井上之敏腕に而伊藤伯之提出案も廢案に帰候由、將國家大賀之至に存候。就ては第二段即ち若手連抑込策に付一層御尽力奉仰候。生は飽迄西郷伯之御意見通、白根・井上・渡辺三氏を推舉せられ度切望仕候。若し当時司法部内の混雜に付大木伯適任歟との説有之候はゝ井上を文部にてもよろしかるべし。九鬼氏は真平御免

蒙り度候。

白根・井上毅・渡辺は第一議会以来の議会対策関係者で（白根、渡辺は第一～第三議会の政府委員、井上は第一議会の政府委員）、政府系議員の深く信頼する処であった（「その3」参照）。一方、古莊嘉門は七月十一日、西郷従道に宛てて次のように書いている。⁽³⁵⁾

然は彼の黒幕會議も御見込之通相成り候由。此上は速かに白根次官を内務へ、井上毅も内閣へ御尽力被下候はゝ天下之人心も大概相定り松方内閣も議会に対する方略も大に相違ひ国民協会も愈隆昌に相成候様相違ひ可申と存候。古莊は今回の元勲會議失敗を国民協会にとっての勝利と位置づけ、若手入閣と呼応して今後は協会が松方政権の原動

力となつてゆくべきものとしている。それは左に掲げる同日付西郷宛古荘書翰第二信に一層明らかである。⁽³⁷⁾

只今國民協會熱心之同志者和田「彦次郎」氏野生之跡を追而来訪せり。其主意は今朝書面を以て申上候通、昨夜黒幕連中も是迄之通り松方總理へ一任するとの事に決せし已上は内閣へ新大臣を入れる事は實に大切之事にて此節其選任に可然的當之人を得されば内閣も決して永く維持出来ず、直ぐに当冬の議会が六ヶ敷、左すれば直ぐに此節の黒幕又再燃し候は當然之事に候間、閣下之予而御意見之通り是非白根を内務之長官へ推し上げ、今一人の相棒には井上毅を司法なり文部なりへ親任有之候は、松方内閣も大に面目を改め維持相立ち可申、左無之候は、折角黒幕が手を引き閣下當り之御尽力も或は無に相成候。尚此上内閣も腐敗して民黨よりも溫和派より攻撃之府と相成り可申候間、其辺を閣下へ能く申上候為め明日より尚ほ帰京すへしと申来り候。

和田彦次郎が元勲會議決裂後の「力の真空」を第二世代官僚と國民協會で充填すべきことを古荘に申し入れて來たこと、西郷が早くから白根らの起用を考えていたことが判る。古荘自身は「野生に於ては右等之事は已に今朝閣下へ書面も差し置き閣下之御恩召も必す其辺に居り必す御尽力と信し候」と、この申し入れには全面的に賛成で、先に見た様に西郷に申し入れ済みであった。

また、佐々は十二日、西郷に左の如き書翰⁽³⁸⁾を発している。

就而は兼而御高見之如く若手入込之事最急務歟と奉存候。若手中にも九鬼氏之評判意外に高く相聞へ申候へとも此は十分とも愚考不仕候。過日御高論の如く白根・渡辺・井上三氏こそ適當と深く信認罷在候。

三人の起用を発議したのが西郷であつたことがここでも確認出来る。九鬼が排斥されているのは彼の主角の多い人柄もさることながら、九鬼が入閣すれば親國民協會系官僚のボストが一つ減るからであろう。同様の動きは松方の周辺にも存在していた。栗谷品三（大阪一区）が七月十一日に松方に送った手紙⁽³⁹⁾に拠れば、

本月二日及び八日付を以て内閣更迭の義に付、輿論と小生の意見のある処を上申せし次第に有之、然るに本日当地新聞の伝候処に拠れば、伊藤伯に閣下が地位を譲り又井上伯内務の椅子を占め云々とあり。「略」仮に信ならしめは「略」不満足の極点と云ふも可ならんか。宜なる哉、井上伯の不親切なる、國家多端の今日他事を顧みず「略」^{マツ}特更大事の時機に有之、既に先般來渡辺・白根の両氏が大臣の候補者たるは諸新聞にも続々記事あり。然るに今回新番之伝る如く黒幕會議云々より成立、井上伯杯の入閣せは曩きに世上に流布せられし候補者にして是を潔よとして現今地位に変動なくは差して憂ぶる義も有間數候得矣、若し世上に対し面目なしとして辞職等の沙汰にも至らは古語に云へる如く蟻穴より大山の崩壊する例もあり、旁以て内閣に於ては一大事に候〔以下略〕とある。栗谷が井上の入閣を嫌い、渡辺・白根の起用を望んでいるのは改めて言うまでもあるまい。

右に見たように、長州三指導者の入閣失敗後、久貞三ボストの補充を如何に行なうかが政局の焦点と化して来たが、白根内務次官の陞任を求める声は薩摩出身閣僚の中でも強かつた。十一日付松方宛高島書翰(40)に曰く、

只今迄西郷氏被參、内務後任者之義深く心配被致、若哉白根辞表差出候様有之候而は薩長之間全く離隔いたし、向來何等之不幸惹起候哉も難計、此度は非常之決断を以是非白根氏此儘昇級相成候様有之度云々、此間伊藤伯も閣下へ被相咄候通漸次長人の内場甚纏り六ヶ敷相成、此末弥敵に取候様之結果引起候而は内閣は一層難渋可致、夫辺篤と熟考相成度懇々承申候。「略」前以篤と白根之意志御聞取被下、何事も平和的に御处分相成候様相願度、明朝御出閣前猶參樓御賢慮御伺可仕候得共、余り西郷老兄心配被致候付御参考迄不取敢申上置候。樺山方えもかならず同様之異見を以被差越候義と奉存候。

西郷が白根陞任に向けてここでも精力的に動き、高島陸相がこれに同調しているのが判る。白根はこの時期、特に長州閥の利害を代表しているといふことはないので、白根辞任の場合、薩長離隔の恐れありといふのは説得技法かと思

われる。

8

国民協会周辺では元勲會議決裂を寿ぎ我が世の春を謳わんばかりに士氣昂揚していたが、潰滅の翳はそのときすでに兆して、松方と黒田の間では元勲會議決裂直後から、河野農商相の内相への横滑り、白根次官の解任が検討され始めていたのである。七月十一日付松方宛黒田書翰(41)に曰く、
内務ママ○○後任、○○運動費此之式ヶ条は昨日伊藤老伯と共に御賢慮奉伺候末、猶又篤と千思万慮するに實に重大之事件と認め、是非敢為御断行は尤も御至当之事と愚考、被為遂んとして従つて御至難之形行果して現出無疑、断行鬼神辟く之金言益必要を是認罷在申候。

例により黒田書翰につきものの晦淡な部分があるが、元勲會議の席上内相後任問題の重要性を改めて痛感し、万難を排して内相人事を断行しようというものである。後段の表現から推して伏字（黒田自身によるもの）の部分の趣旨が河野起用であることは確かと思われる。○○運動費の方はよく判らないが、第二回総選挙対策費の補填問題か今後の議会対策費のことであろうか。

十二日になると、閣内では白根陞任の線はかなり薄くなっていた。この日、樺山資紀海相が松方に寄せた書状には次の様に見える。

諸閣員御組織に就而は頗る御高配之程奉愚察候。農商務大臣に付過刻愚見も高島氏え内議仕置候間、御聞取被下候半。姑息之御配置は断然御看破被下、是非北垣御登用相成候方将来之為め御良策と愚考仕候付宜數御詮議被下御決

断单に奉仰候。逐々新陳代謝之上実力養成せざれば活潑之運動は無覚束被考申候間、幾重にも情実は洗除相成候方
可然奉存候。内務次官平素意見之趣は大浦より御承知被下候半。万一も依然就職之場合にも相成候はゞ無此上好都
合と奉存候付、是又本人え篤と御内諭被下候はゞ如何に御坐候哉。

河野農商相の内相転任がほぼ固まり、樺山が農商相後任に北垣国道京都府知事の起用を求めていたことが読み取れ
る。北垣は白根グループと提携関係にある古参地方官の有力株だから、この構想は白根グループへの代償措置とも考
えられる。また、この書状からは白根自身が退任に傾いているように見えるが、実際白根はこの時期、伊藤の幕僚末
松謙澄に次の様に語っている。⁽⁴³⁾

到底伊伯が出て大掃除するにあらざれば不可なり、小修繕はだめなり、大に為すべし、伊伯が出たりとて小弥縫な
れは不能賛成と申候。虚飾の言とは相見不申候。嘗て内海「忠勝・神奈川県知事」に話したりとの事も此意味歟と
被察候。君が内務に主任との話はどう歎と尋ねしに、迫も駄目だ、伊・井・山杯の下なれば少々無理でも随行すれ
ども、今の内閣に入ては直ちに衝突する事受合なり杯申候。

政党・議会対策に動搖を続ける松方政権に白根も漸く期待を失いつつあつたらしいことが窺われる。また、内務省の
省益優先の立場から超地域閥の立場をとつて来た白根だが、ここに来て松方政権の命運尽くと見て、政治生命温存の
ため長州閥回帰の姿勢を示したようにも見える。

七月十二日、閣議が開かれ「内務を河野氏に於て引受候様との内議」⁽⁴⁴⁾が河野に伝えられた。前夜遅くまで高島が松
方を訪問して河野起用に反対したらしいが、松方は一応説得に成功した。松方は伊藤に十二日朝「最早種々之やつか
い説昨夜相生し候へども悉く説論いたし置候次第、就而此際一日も速に夫れ／＼為相連申度事と存申候」と、前夜の
段階で今後の段取りが固まつたことを述べている。⁽⁴⁵⁾

河野は十三日朝、内相就任のための三条件を提示して來た。⁽⁴⁶⁾

第一、国民協会を待遇することをせず單に一個の党派と看做して政府は一視同仁之に臨むべきこと。仍て或は同協会の動作に因り集会政社法に問ひ解散を命することも躊躇せざるへし。

第二、白根次官は何分是までの行き懸りも有之候に付、何れにか転任せしめられざるへからず。或る

第三、府県知事にして殊に管民に悪感を抱かしめ県治上に困難の虞あるものは何れとも処分せざるへからず。或る県の如きは県警察の依頼すへからざる由^{マツ}特に検事専属の巡査を置かんことを望むに至れり。

河野の内相起用については伊藤の発議だとの説が一部で行なわれたが、伊藤自身は「河野を内務に被任たるは伊藤か密奏にてたり杯と伝るものある由、或は高島頻りに此説を主唱すると云ものあり。何か御闇及之事有之候哉。小生は黒幕破談以来人選等之事勿論関係無之、一時の責逃れに濡衣を他人に為着には無之歟」と否定⁽⁴⁷⁾し、白根も「伊藤に又々濡衣をかぶせんとする如き状あり、困つたものなり」としている。伊藤が具体的に人名を挙げなかつたのは確かかも知れないが、前引の十一日付松方宛黒田書翰に「内務〇〇後任〔略〕昨日伊藤老伯と共に御賢慮奉伺候末」と見え、十二日付伊藤宛松方書翰に「此際一日も速に夫れく為相運申度事と存申候。何も御賢察通之景況に御座候」とあるのを見れば、十日の元勲会議の際、伊藤の口から何らかの示唆が行なわれた可能性が大きい。さればこそ、松方・黒田らは伊藤の支持を期待し得ると見込んで、危険を承知で河野起用に踏み切ったのであろう。

さて、河野の三条件は松方に對し、松方政権の基盤のうち非謹長閣僚か白根トリオ・国民協会のいずれかを選ぶこ

とを迫るもので、春以来の対立に決着をつけることを求めるものであった。高島・樺山の薩摩出身閣僚は西郷と連絡しつつ明らかに白根トリオ・国民協会の側に立っていたし、河野の主張は暗に井上・伊藤と符合するようと思われたから選択はさらに微妙であった。

松方は結局、⁽³⁰⁾ 河野即ち非薩長閣僚の側を選択したが、果して薩摩出身閣僚の猛反撃に遭うこととなつた。七月十五日付井上宛伊東書翰に曰く、

河野氏の提出条件に対し松方伯は尤もなりと同し候得とも、高島・樺山二子は何分異論を主張し、殊に高島子は是までの成り行きもあれば随分強く反対を表し居り候由に御座候。而して此反対者の意見は如何と云ふに、矢張り内務は從来の方針を以て進行することゝし總理をして兼任せしめ、松方伯の大藏を解きて渡辺次官を陞して其後を襲かしむへしと云ふに外ならず候。

これはかねてからの西郷・高島らの主張と概ね一致する。

兎角の議論一決に帰さる傍ら井上毅氏は高島・品川二子等と手を聯ねて河野氏を内務に入るを妨げんとするの運動を試み反対の火勢隨分熾盛なれば、昨日總理より事情を叢聞に達したるに、河野氏を内相たらしめざることは聖慮に叶はせられず、殊に井上毅氏か高・品二子等の煽起に乗せられ河野氏愈々内務たらば自分は入閣を謝すとまで云ひたることまで聖聽を汚し御氣色甚だ麗敷からさりし趣に候。仍て是非とも御請せしむへしとの上意下り、流石の高島一派も今は早や如何ともすへからず止みなく表面丈けは折れ合ひ候ことゝ相成候得とも、既に右の事情にて且各省中の最難地たる内務・司法を双肩に担はせられたることなれば早晚破裂を來すへきは鏡に掛けて見るよりも瞭焉たり。

伊東はどのみち松方政権の余命は短いと見ていたようである。また、井上毅の河野に反撃しての入閣謝絶説について

は七月十五日の伊藤宛末松書翰や新聞報道にも見えているが、事実とはかなり異なるようである。七月十二日、⁽⁵¹⁾松方の命を受けた高島陸相が井上毅を訪ね入閣を要請したが、井上毅は同日、左の如き書状を松方に送つて断つている。

別紙は先度議会停会中に差出候書に候處、今日已に反故に候歟なれども猶奉供覽候。兎に角松方内閣に対し倦み切りたる人心を挽回する為に定而御神算も可被為在、其儀一応奉伺度奉願候。到底小政略にては間に合ひ申間布、又一二之規則法文而已にては六ヶ布可有之、唯々仰く所は立憲天子之盛旨を天下人心に貫徹せしめ草木震動する之势を生せずしては百事皆虚式となり可申候歟。

井上は前年末以来再三唱えている大詔済発による解決をここでも主張している。別紙は二種類あつて、第一の別紙では「此の際内閣の責務は区々の小政略に出すして非常の果斷」を行なうことだとし、

一、 国是主義を天下に宣言す（大詔発布）。

二、 及ふたけ内部の改革を行ふ

甲、 北海道新官制を発し文武の全権ある長官を置き弊事を釐革せしむ

乙、 海軍拡張の目的方法を定め海軍内部の整理に着手す。

丙、 試験規則を修正す

三、 選挙及警察の取締を嚴にす

甲、 選挙取締法を発す

丙、 囚器携帶を禁す

〔乙、 丁、 戊は抹消されている〕

第二の別紙は大詔草案で、第四議会で実現する帝室費一割の節約を提示しての海軍整備を求めるものである。

井上はこうした政策提示を行なった上で（特に一度容れられなかつた政策を再度提示している）入閣を拒んでゐるので、河野内相への反撥といふよりは、長期に亘る松方政権への不信が井上をして斯かる挙に出でしめたものである。いずれにせよ「明治政府の智囊」といわれ、伊藤とのバイブル役たり得る謀臣井上毅を得られなかつたのは松方にとつて痛手であつた。

10

七月十四日、内閣改造が行なわれ、河野農商相が内相に横滑りし、枢密顧問官佐野常民（肥前）が農商相に就任した。佐野はこの春の伊藤新党問題で河野と共に松方に好意的な動きを見せたことがある。⁽³⁾ 法相は井上が断つたため河野が兼任することとなつた。当日の動きを松方は黒田に次の如く報じてゐる。⁽⁴⁾

陳ば今日は朝より取扱、是非内閣の運び相付度存候処、随分議論も六箇敷候得共、内務大臣は河野、農商務大臣は佐野へ只今被仰付候而帰宅仕候。司法大臣は井上毅へ御内命相成候得共、病氣に而辞し、夫故当分之處は河野へ兼任被仰付候次第に而一先相片付申候。然るに甚懸念に不堪候は高島大臣不満足の姿に相見へ、今夜は榎本大臣被參呉候筈。樺山も少く其氣有之候次第に而實に困難の事に御座候。右は榎本大臣御宅へ被參候へば彼是御依頼仕筈に相談仕置候。

予想通り河野の内相就任に反対する高島らの動きが顕現し始めていたことが判る。また、薩摩閥の第一人者黒田が盟友榎本と共に事態收拾に努めていたことが窺われる。

こうして、松方と非薩長閥僚は河野支援の姿勢を鮮明にしつつあり、非薩長閥僚と薩摩出身閥僚の対立が深刻化し

て來た。伊東はその様子を「松方・後藤二伯、榎本子、河野氏は堅く手を繋き飽まで松方・河野二大臣の意見を助け斃るまでも猛進するの勢に御坐候」⁽⁵⁵⁾と描写している。

さて、河野の内相就任について七月十六日の『国会』は雑報「河野氏内務大臣となる」を掲げ、総括と展望を試みている。曰く、

河野氏内務大臣となれり。一河野氏の入閣のみ、然れども（一）白根・小松原等の一輩、即ち所謂強硬派（民党に対する）の敗蹟にして其結果たる白根団体の溶解する事（二）国民協会派が河野子の入閣を排斥せんとして成らす。白根・小松原一輩の敗蹟と共に現内閣員の一部に対し同協会派の太だ感情を毀傷する事（三）後藤伯の陰然たる勝利を得たる事（四）幾分か現内閣に調和的の分子を増殖する事（五）地方官の一部が漸次交迭する事是ならん。一河野氏の入閣亦た以て今後の形勢をトするに足る。

当時の形勢をよく整理しており、概ね正鴻を得ていいと言えるだろう。

河野三条件の受諾に伴い、『国会』も予想したように、「白根団体の溶解」即ち内務省白根グループの解体は目睫の間に迫つて來ていた。十四日夜、即ち河野親任の日の夜、松方は白根に辞任を勧告した。七月十五日の伊藤宛末松書翰には、

白根には昨夜總理より秘書官を以て辞表之事を内諭したり。尤も迫て宮中顧問官に任する筈なれとも恩給之関係もあれは一旦出せとの事の由、其以前に今度北海道長官を勅任にする故其れになれとの事なりしかとも、白根は内務の事は乍不肖如在来相勤め居るべくなれとも他は一切断るとて断りしとの事に候。

と見える。白根の生え抜きの内務官僚としての自負を改めて窺うことが出来よう。白根は翌十五日午前十時、辞表を提出し依頼退職となつたが、實際上罷免と言えよう。白根のその後の進路については「断然民間に下りて国民協会に

投じ、西伯・品子と相提携して大に運動せんとする云ひ、或は国民協会は勧誘最も努むとも云ふ⁽⁵⁷⁾と、協会加入説も流れたが、白根は自重して動かなかつた。白根が地方長官や国民協会幹部への転進を図らなかつたのは結果的に見ても賢明であつたといふべきで、早くも一十七年初頭には伊藤・井上らの手によつて復権の機会が与えられるのである⁽⁵⁸⁾。

斯くして、白根解任それ自体は本人の抵抗も無く意外なほど平穏に実現した。しかし、それは所詮、颶風眼の中の静穏に過ぎなかつた。白根罷免は忽ち政界各部に政治的吹き戻しをもたらし、松方政権を瓦解に導くのである。

(続)

註

- (1) 明治二十五年六月四日付古沢滋書翰、六月十日付井上馨宛日下義雄書翰（以上「井上馨関係文書」）、六月十三日付伊藤博文書翰（「伊藤博文関係文書一」二四七頁）。
- (2) 「伊藤博文関係文書一」二四七頁。
- (3) 「井上馨関係文書」。
- (4) 「井上馨関係文書」。
- (5) 「憲政史編纂会収集文書」。
- (6) 「井上馨関係文書」。
- (7) 明治二十五年七月一日付松方正義宛伊藤博文書翰に「昨夕如御約束早速発電仕置候処、未接返報候」云々と見える（「松方正義文書」→七一八二）。
- (8) 明治二十五年七月一日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰第一信（「伊藤博文関係文書一」二二二三頁）。
- (9) 「伊藤博文関係文書一」二二二三頁。

- (10) 明治二十五年七月二日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰第一信（『伊藤博文関係文書』一一一四頁）。なお、『伊藤博文関係文書』所収の二通の七月一日付書翰は先後が逆になっている。二六一番書翰が第一信で、二六〇番書翰が第二信である。
- (11) 明治二十五年七月二日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰第二信（『伊藤博文関係文書』一一三～一二四頁）。
- なお、この電報をめぐる井上毅と伊東巳代治の微妙な人間関係については坂井雄吉『井上毅と明治國家』（東京大学出版会、昭和五八年）二八〇頁にも指摘がある。
- (12) 「伊藤博文関係文書七」一五〇頁。
- (13) 「松方正義文書」→六一四一〇。
- (14) 内容的に見て本来別の文書だったものが混入或は誤整理された可能性が大きい。
- (15) 明治二十五年七月七日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書』一一五頁）。伊東のもとには六日夜に着信。
- (16) 「松方正義文書」→六一四一四。
- (17) 「松方正義文書」→七一四一八～四一九。
- (18) 「松方正義文書」→七一四二四。
- (19) 「伊藤博文関係文書七」一五一頁。
- (20) 「松方正義文書」→七一四二〇。
- (21) 「松方正義文書」→七一四二八～四二九。
- (22) 明治二十五年七月八日付松方正義宛黒田清隆書翰第三信（「松方正義文書」→七一四二三～四一四）。
- (23) 「伊藤博文関係文書五」二五三頁。恐らく、八日夜の井上・伊藤会談の際、井上から伊藤に渡されたものであろう。
- (24) 明治二十五年七月十一日付佐々友房宛品川弥二郎書翰（『佐佐友房関係文書』）。
- (25) 「松方正義文書」→八一四二四。
- (26) 「松方正義文書」→七一一〇九。
- (27) 伊東の筆蹟で書かれており、二回程度の修正が施されている。
- (28) 明治二十五年六月十日付井上馨宛日下義雄書翰に拵ると「同伯〔板垣〕は種々の人之手を経て三条例（新聞・集会・出版）等を通過を此の議会に而政府も内諾し、其の報酬に余り過激之運動は不為事に内約有之候處、則添島の葬儀に而不被行審

「相成後悔致居候由」（「井上馨関係文書」）と見え、実現はしなかったものの、第三議会において松方は妥協の代償に三条
例改正案の議会通過を容認する肚を固めていたらしい。

(29)

明治二十五年七月十日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（『伊藤博文関係文書』1111六頁）。

(30)

「井上馨関係文書」。

(31)

「松方正義文書」→七一四五九。

(32)

註(29)参照。

(33)

明治二十五年七月十二日付松方正義宛伊藤博文書翰（「松方正義文書」→六一四二一）。

(34)

註(24)参照。

(35)

「品川弥二郎文書」。

(36)

「西郷従道家書翰帖」。

(37)

「西郷従道家書翰帖」。

(38)

「西郷従道家書翰帖」。

(39)

「松方正義文書」→六一四五～四六。

(40)

「松方正義文書」→八一四三三。

(41)

「松方正義文書」→七一四三三。

(42)

「松方正義文書」→七一六八。

(43)

明治二十五年七月十五日の伊藤博文宛末松謙澄書翰（『伊藤博文関係文書五』四一六頁）。

(44)

明治二十五年七月十五日付井上馨宛伊東巳代治書翰（『憲政史編纂会収集文書』）。ほぼ同文の書翰が同日、伊藤にも出され
れている（『伊藤博文関係文書一』一二二六～一二二七頁）。

(45)

『伊藤博文関係文書七』一五一～一五一頁。

(46)

註(44)参照。

(47)

明治二十五年七月二十二日付伊東巳代治宛伊藤博文書翰（憲政資料室所蔵「伊東巳代治関係文書」）。

(48)

註(43)参照。

- (52) 「松方正義文書」→六一三八九～三九一。なお『井上毅と明治国家』二七〇～一七二頁参照。
- (53) 明治二十五年二月二十六日付黒田清隆宛櫻本武揚書翰（『黒田清隆文書』）。
- (54) 徳富猪一郎編『公爵松方正義伝・坤巻』（明治文献復刻、昭和五一年）四八八～四八九頁。
- (55) 註(44)参照。
- (56) 註(43)参照。
- (57) 『東京日日新聞』明治二十五年七月十七日号の雑報「白根氏と国民協会」。
- (58) 明治二十七年一月二十二日付伊藤博文宛井上馨書翰（『伊藤博文関係文書』一五七頁）。次官復任を求められたがこのときは断り、二十八年九月に通相に就任している。